



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 1 9 号 令和 7 年 4 月 1 5 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 4 0	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
2 4 1	同	同
2 4 2	道路の区域を変更する件	高規格道路課
2 4 3	道路の供用を開始する件	同
2 4 4	建築基準法の規定による道路の位置を指定した件	都市計画課
2 4 5	包括外部監査契約を締結した件	監査事務局

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
2 3	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
2 4	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の小松島・勝浦選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
25		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十九項の規定により次のとおり公告する。

令和七年四月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

江野島土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事		滝 健 次	阿南市那賀川町江野島七六一
監事	滝 健 次		同
同		福 永 亨	中島九二一六

徳島県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十九項の規定により次のとおり公告する。

令和七年四月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

昼間足代土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	大谷長治		三好郡東みよし町昼間二六一四二
同	丸岡隆志		同 三三三八
同	大西廣文		同 八九五
同	寺尾進一		同 三九二一
同	真鍋邦昭	真鍋邦昭	同 一五五四二
同	山下 壽		同 足代一八六四
同	井添伸一		同 九四七
同	木村豊明		同 二四七
同	谷藤 隆		同 一二八一
同		米本武文	同 昼間二七三一 二
同		山田利幸	同 三五一八
同		岡田 実	同 一一九九
同		栗林忠信	同 一〇三六
同		谷藤友治	同 足代一九七八 六
同		三好義隆	同 一四三九
同		石川和幸	岡山県倉敷市新田二七五五 八
同		真鍋俊明	三好郡東みよし町足代六一八一
同		真鍋正幸	同 一〇五
監事	岡内健太郎		同 昼間八一 一
同	筆本孝司		同 一一七〇 二
同	瀧川 浩		同 足代七二
同	釋子正昭		同 一九七五 一
同		藤枝圭介	同 昼間一五七七
同		寺尾進一	同 三九二 一
同		竹谷昌司	同 足代一四九一 四
同		大西利幸	同 五五八 二

徳島県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
19	阿南鷲敷日 和佐	阿南市十八女町大屋五六 番三地先から 同 番六地先まで 九五 阿南市十八女町大屋五六 番一地先から 同 番一地先まで 七六	旧	二・八〇～一三・七	二三〇・〇
			新	一〇・四〇～二八・〇	二三〇・〇

徳島県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
19	阿南鷲敷日 和佐	阿南市十八女町大屋五六番一 地先から 同 地先まで 七六番一	一三〇・〇	令和七年四月十五日

徳島県告示第二百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定の番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第一千二百九号	令和七年四月十五日	吉野川市鴨島町喜来字乗島甲一二番一	五・〇〇	二五・一三

徳島県告示第二百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定に基づき包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。
令和七年四月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和七年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額と執務費用及び実費の額とを合算する。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 生長 拓也
住所 徳島市福島一丁目七番一三・五・五〇四号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年四月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一六六、五二一人

徳島県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の小松島・勝浦選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年四月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

選挙区名	数
小松島・勝浦	一一、八八一人

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年四月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一六六、五一一人